

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 4 年 4 月 13 日

静岡県知事

川 勝 平 太 殿

提出者

住 所 名古屋市中区栄一丁目29番19号ヤスイビル

氏 名 福田道路株式会社 中部支店

執行役員支店長 櫻 井 真

電話番号 0 5 2 - 2 1 8 - 6 8 2 0

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	福田道路株式会社 中部支店
事業場の所在地	名古屋市中区栄一丁目29番19号ヤスイビル (静岡県御殿場市市内現場)
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	06 / 総合建設業
② 事業の規模	元請完成工事高 2億円
③ 従業員数	10名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類→処分業者に委託して、再生骨材・再生砕石として建設用資材へ再利用する

(日本産業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

本社 取締役 (統括責任者)  
 ↓ 産業廃棄物処理業許可条件の講習会受講、全社産業廃棄物に関する総括  
 本社 安全環境部長 (本社責任者)  
 ↓ 全社産業破棄物処理業にかかわる実務指導・支援  
 中部支店長 (地区責任者)  
 ↓ 管内における産業廃棄物処理業及び産業廃棄物排出事業所に関する責任  
 中部支店 安全環境部 (実務責任者)  
 ↓ 事業所が行う産業廃棄物処理委託契約書等の配送に関する指導  
 ↓ 廃掃法に準じる報告書に関する指導管理、処理業許可に関する指導支援  
 事業所長 (現場責任者)  
 マニフェストの発行、照合確認、保管および委託先への視察

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和 3 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くずなど
	排出量	3,401.80 t	11.52 t
	(これまでに実施した取組) 余剰材発生を抑制し、がれき類は極力小さく鉄筋など建設資材としての再生不能材を分離して、再生材への利用効率を高めた		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くずなど
	排出量	3,000 t	10 t
	(今後実施する予定の取組) 道路修繕、舗装工事における再生骨材の利用効率を高める		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 資材置場で整理整頓を推進し、廃棄物の分別を確実にを行う 誤った分別が行われないように種類ごとに標識を具備する
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 資材置場で整理整頓を推進し、廃棄物の分別を確実にを行う 全入場者に対して様々な教育機会を利用し、廃棄物の分別意義を説き、 周知徹底する

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くずなど
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くずなど
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くずなど
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くずなど
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くずなど
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くずなど
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くずなど
	全処理委託量	3,401.80 t	11.52 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	3,401.80 t	11.52 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
（これまでに実施した取組）			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くずなど
	全処理委託量	3,000 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	3,000 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>今後もがれき類に含まれる資源と不純物を的確に分類し、可能な限り再生資源としての活用を図る</p> <p>従前から行っている購入資材での再生骨材の利用促進を継続する</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。